

完了後の評価個表

事業名	民有林直轄治山事業	事業実施期間	昭和45年度～平成18年度
事業実施地区名 (都道府県名)	笛吹川地区(ふえふきがわ) (山梨県)	事業実施主体	関東森林管理局 山梨森林管理事務所
完了後経過年数	5年	管理主体	山梨県
事業の概要・目的	<p>当地区は山梨県の北部に位置し、昭和33年から41年にかけての4回の台風と梅雨前線通過時に、多数の崩壊地が発生し、その被害は死傷者約千人、家屋7千2百戸全半壊・流出にのぼった。</p> <p>広範囲にわたる多数の崩壊地の復旧と溪流に堆積する膨大な不安定土砂の安定化には大規模で継続的な治山対策が必要であることから、山梨県等からの強い要請を受け、昭和45年度から民有林直轄治山事業として、本事業に着手した。</p> <p>事業着手後も昭和57年の台風10号により事業地内に多数の崩壊が発生するなどしたが、これらに応じて事業を見直しつつ、効率的に事業を実施することにより、平成18年度に概成した。</p> <p>・主な事業内容 溪間工 193基 山腹工 47.08ha ・総事業費 11,437,135千円(平成15年度の評価時点:11,931,000千円)</p>		
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>当事業の費用対効果分析における主な効果は山地保全便益であり、溪間工、山腹工の施工により、不安定土砂の流出を防止し山地を保全する効果である。</p> <p>平成15年度の期中の評価時点からの要因の変化として、総費用(計画)と完了時の総費用(実績)に差が生じている。</p> <p>なお、平成24年度時点における費用対効果分析結果は以下のとおりである。</p> <p>総便益(B)90,596,681千円(平成15年度の評価時点:100,087,810千円) 総費用(C)28,258,374千円(平成15年度の評価時点:20,074,652千円) 分析結果(B/C) 3.21 (平成15年度の評価時点:4.99)</p>		
② 事業効果の発現状況	<p>本事業の実施により、崩壊地における植生回復が図られた。また、溪間工の整備により不安定土砂の安定化が図られ、下流域の人家等の被害が防止されている。</p> <p>なお、事業完了後の平成23年9月の台風15号に伴う豪雨(最大24時間雨量は195.5mm)の際にも特に顕著な崩壊地の発生及び土砂の流出は見られなかった。</p>		
③ 事業により整備された施設の管理状況	<p>直轄事業により整備した治山施設については、平成18年度末に山梨県へ引き継いでおり、山梨県において適切に管理されている。</p>		
④ 事業実施による環境の変化	<p>山腹崩壊地の復旧及び溪流に堆積する不安定土砂の安定化が図られ、植生の回復が進み、自然環境との調和が図られている。</p>		

<p>⑤ 社会経済情勢の変化</p>	<p>昭和50年に事業地の直下流に完成している多目的ダムである広瀬ダムの保全が図られている。また上流域の森林については、事業の実施により水源涵養機能・土砂流出防止機能を十分発揮している。</p> <p>平成15年度の期中の評価時点から、周辺の社会情勢については特段変化はない。</p> <p>保全対象：人家6戸 旅館等6棟 発電施設2箇所 外</p>
<p>⑥ 今後の課題等</p>	<p>国土保全効果を長期にわたって発揮させるため、引き続き森林整備などを適切に実施していく必要がある。また、治山施設についても定期的に点検を行い維持管理を行う必要がある。</p> <p>地元の意見：・工事施工後は、土砂災害の発生はなく、当事業の実施効果は発揮されていると思われる（山梨市）</p> <p>・事業の実施により、山腹崩壊地の復旧が図られ、植生の回復が進んでいる。また、溪流の安定化、保安林機能の回復が図られていることから、事業効果が十分に発揮されている（山梨県）</p>
<p>森林管理局事業評価技術検討会の意見</p>	<p>本地区は、事業の実施により崩壊地の復旧等が図られ、下流の保全対象の保全が図られているとともに、流域の森林の水源かん養等の機能も発揮されており、事業実施の効果は十分認められる。</p> <p>今後はこれら森林の機能の維持等を継続して図っていくため、引き続き森林整備や治山施設の維持管理を適切に行っていくことが望まれる。</p>
<p>評価結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：多数の崩壊地や膨大な溪流の不安定土砂の状況、過去の災害の発生状況等から、これらを放置すれば、崩壊地等の拡大や下流への土砂流出等により、下流の広瀬ダム、人家等に被害を及ぼすとともに、流域の水源かん養機能の低下が懸念されたことから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：事業の実施に当たっては、現地に応じた効果的かつ効率的な工種・工法により計画がなされており、また資材についても巨石等の現地発生材を活用すること等によりコスト縮減等に努め、総事業費の縮減等が図られるなど、事業の効率性が認められる。 ・有効性：事業の実施により、崩壊地の復旧や溪流の安定化が図られ、下流の広瀬ダムへの土砂の流入が抑制されるとともに、近年の台風等に伴う集中豪雨によっても下流の人家等に特段の被害は発生していない。さらに、崩壊地の復旧や植生の回復により、流域の水源かん養等の機能も発揮されていることから、事業の有効性が認められる。

様式1

便 益 集 計 表
(治山事業)

事業名：民有林直轄治山事業
施行箇所：笛吹川地区

都道府県名：山梨
(単位：千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
水源涵養 ^{かん} 便益	洪水防止便益	6,341,479	
	流域貯水便益	563,006	
	水質浄化便益	1,335,603	
山地保全便益	土砂流出防止便益	82,151,831	
	土砂崩壊防止便益	204,762	
総 便 益 (B)		90,596,681	
総 費 用 (C)		28,258,374	千円
費用便益比	$B \div C = \frac{90,596,681}{28,258,374} = 3.21$		

民有林直轄治山事業 笛吹川地区(山梨県)概要図

